

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等：該当なし
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの：該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、機械装置、構築物、器具及び備品並びにソフトウェア：該当なし
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産：該当なし
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産：該当なし

(3) 引当金の計上基準

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 清滝社福祉会拠点計算書類（会計基準第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

当法人では、サービス区分が1つのため作成していない。

(3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

当法人では、サービス区分が1つのため作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）に規定する基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ひらの保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

（1） 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 満期保有目的の債券等：該当なし
- ・ 上記以外の有価証券で時価のあるもの：該当なし

（2） 固定資産の減価償却の方法

- ・ 建物，機械装置，構築物，器具及び備品並びにソフトウェア：定額法
- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産：該当なし
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産：該当なし

（3） 引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業にかかる事業主負担額に相当する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び社会福祉法人広島県社会福祉協議会の広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- （1） ひらの保育園拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- （2） 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）
当法人では、サービス区分が1つのため作成していない。
- （3） 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）
当法人では、サービス区分が1つのため作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	191,922,964		7,858,622	184,064,342
合計	191,922,964		7,858,622	184,064,342

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）に規定する基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	233,560,196	49,495,854	184,064,342
構築物	9,083,796	1,269,523	7,814,273
機械及び装置	620,550	582,749	37,801
器具及び備品	36,441,194	23,734,625	12,706,569
ソフトウェア	1,078,400	1,078,400	0
合計	280,784,136	76,161,151	204,622,985

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（清滝社福祉会全体用）

社会福祉法人 清滝社福祉会

1. 継続事業の全体に関する注記

該当事項なし

2. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等：該当なし
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの：該当なし

（2）固定資産の減価償却の方法

- ・建物、機械装置、構築物、器具及び備品並びにソフトウェア：定額法
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産：該当なし
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産：該当なし

（3）引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業にかかる事業主負担額に相当する金額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び社会福祉法人広島県社会福祉協議会の広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- （1）法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- （2）社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準法令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- （3）公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準法令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため、作成していない。

（4）各拠点区分におけるサービス区分の内容

①清滝社福祉会拠点区分（社会福祉事業）

当法人ではサービス区分は設定していない。

②ひらの保育園拠点区分（社会福祉事業）

当法人ではサービス区分は設定していない。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	191,922,964		7,858,622	184,064,342
合計	191,922,964		7,858,622	184,064,342

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)に規定する基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	233,560,196	49,495,854	184,064,342
構築物	9,083,796	1,269,523	7,814,273
機械及び装置	620,550	582,749	37,801
器具及び備品	36,441,194	23,734,625	12,706,569
ソフトウェア	1,078,400	1,078,400	0
合計	280,784,136	76,161,151	204,622,985

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連事業者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし